

消費者庁 同日発表

令和 2 年 7 月 31 日

## 特定商取引法違反の訪問販売業者に対する業務停止命令（6 か月） 及び指示並びに当該業者の代表取締役等に対する業務禁止命令 （6 か月）をしました

関東経済産業局は、寝具（以下「本件商品」といいます。）を販売する訪問販売業者である株式会社ティーアールエス（群馬県渋川市）（以下「同社」といいます。）に対し、令和 2 年 7 月 30 日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月 31 日から令和 3 年 1 月 30 日までの 6 か月間、訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。

あわせて、同社に対し、特定商取引法第 7 条第 1 項の規定に基づき、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証することなどを指示しました。

同社に関して認定した違反行為は、以下のとおりです。

- ・ 氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的不明示）
- ・ 迷惑勧誘

また、関東経済産業局は、同社内において「会長」と呼称される曾我真澄、代表取締役大塚雅友及び営業本部長佐藤郷に対し、特定商取引法第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月 31 日から令和 3 年 1 月 30 日までの 6 か月間、同社に対して前記業務停止命令により業務の停止を命じた範囲の訪問販売に関する業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

処分の詳細は別紙 1 から 4 のとおりです。

なお、関東経済産業局は、特定商取引法第 69 条第 3 項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けて、本処分を実施しました。

また、本処分は、関東経済産業局と群馬県が連携して調査を行い、群馬県も令和 2 年 7 月 30 日付で同社に対する特定商取引法に基づく行政処分（業務停止命令（6 か月）及び指示）並びに同社の代表取締役等に対する業務禁止命令（6 か月）を行いました。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）  
身近な消費生活相談窓口を御案内します。  
※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する  
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

## 株式会社ティーアールエスに対する行政処分の概要

### 1. 処分対象事業者

- (1) 名称：株式会社ティーアールエス（法人番号 1070001025410）
- (2) 代表者：代表取締役 大塚 雅友（おおつか まさとも）
- (3) 本店所在地：群馬県渋川市渋川 898 番地 26
- (4) 資本金：300 万円
- (5) 設立：平成 19 年 11 月 15 日
- (6) 取引類型：訪問販売
- (7) 取扱商品：寝具

### 2. 事業概要

株式会社ティーアールエス（以下「同社」という。）は、消費者に電話をして訪問を約束した上で、消費者宅を訪問し、営業所等以外の場所である同所において、寝具（以下「本件商品」という。）の売買契約を締結していることから、このような同社が行う本件商品の売買は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 2 条第 1 項に規定する訪問販売（以下に「訪問販売」という。）に該当する。

### 3. 処分の内容

#### (1) 業務停止命令

同社は、令和 2 年 7 月 31 日から令和 3 年 1 月 30 日までの間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同社の行う訪問販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- イ 同社の行う訪問販売に関する売買契約の申込みを受けること。
- ウ 同社の行う訪問販売に関する売買契約を締結すること。

#### (2) 指示

同社は、特定商取引法第 3 条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的不明示）及び同法第 7 条第 1 項第 5 号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 7 条第 1 号の規定に該当する訪問販売に係る売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、今回の違反行為の発

生原因について、調査分析の上検証し、当該違反行為の再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらを同社の役員及び従業員（アルバイトの者も含む。）に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

#### 4. 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

#### 5. 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、「訪問販売に係る取引の公正及び」「購入者等の利益が著しく害されるおそれがある」と認定した。

##### (1) 氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的不明示）（特定商取引法第3条）

同社は、遅くとも平成31年1月以降、訪問販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、まず、訪問の約束をするための電話において、「電気の点検と、あと、中に溜まった水分汚れを取ってくんで。」「機械のものでしたから、安心して使っていただくようになってことで、具合の方、その場で見て回っていたんです。」などと羽毛布団や電気布団などの寝具の点検及び清掃のために訪問する旨のみを告げて消費者宅を訪問し、訪問時にも、「今日はお母さんのためにしっかりやっていますよ。」「機械のものなんで、そういう具合見たりとか、そういったメンテナンスしちゃうんで、布団はすぐ見れますか。」などと、電話で訪問を約束した際に告げたとおり寝具の点検及び清掃のために訪問した旨のみを告げ、その日の訪問が本件商品の売買契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしていない。

##### (2) 迷惑勧誘（特定商取引法第7条第1項第5号に基づく施行規則第7条第1号）

同社は、遅くとも平成30年9月以降、高齢の消費者宅に長時間滞在して、消費者が繰り返し契約を締結しない旨の意思を表示しているにもかかわらず繰り返し執拗に勧誘を続け、本件商品の売買契約について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っている。

#### 6. 勧誘事例

【事例1】氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的不明示）

同社の山形支店の従業員Zは、平成31年1月、消費者Aに電話をかけ、A宅を同社の従業員が訪問する旨の約束をする際に、「電気の布団の手入れのほうで、今日、回ってたんで。」「電気の点検と、あと、中に溜まった水分汚れを取ってくんで。」などと、A宅のその日の訪問目的が、Aが普段使用している電気布団の点検及び清掃のためである旨のみを告げて訪問の約束を取り付けた。当該約束を取り付けた後、Zは、「電気の布団販売してる会社。」などと、同社が本件商品の販売もしている旨には言及しつつも、A宅のその日の訪問目的が本件商品の売買契約の締結について勧誘する目的である旨を告げなかった。

その後、同社の山形支店の従業員Yは、同月、電話での訪問約束に基づいてA宅を訪問した際、Aに対し、「お布団の販売している会社ね。なんかいい布団あったら買って下さいね。」と、同社が本件商品の販売もしている旨には言及しつつも、その直後に、「昨日電話してね。」「今日はお母さんのためにしっかりやっていますよ。」などと、その日のA宅の訪問目的が、飽くまで、電話で訪問を約束した際に告げたとおり、Aが普段使用している電気布団の点検及び清掃のためのみであるかのように告げるなどして、勧誘に先立って、本件商品の売買契約の締結について勧誘する目的である旨を告げないまま、Aが普段使用している電気布団を点検してその不具合を指摘したり、当該電気布団の修理を勧めるかのように告げた上で、修理後の電気布団の見本品と称して本件商品の見本品をA宅に持ち込み、その購入を勧めて、本件商品の売買契約の締結についての勧誘をした。その結果、Aは、その場で、本件商品の売買契約を締結した。

**【事例2】氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的不明示）、迷惑勧誘**

同社の水戸支店の従業員Xは、令和元年5月、80歳代の消費者Bに電話をかけ、B宅を同社の従業員が訪問する旨の約束をする際に、「機械のものでしたから、安心して使っていただくようになってことで、具合の方、その場で見て回っていたんです。」「その場で具合見てますから、お布団だけ見れるとこに出しておいてもらえればですね。」などと、B宅のその日の訪問目的が、Bが普段使用している電気布団の点検等のためである旨のみを告げて訪問の約束を取り付けた。Xは、当該約束を取り付けた後に、「僕たちも布団屋ですからね、販売とかもしてますから、ほしいのがあったら、言ってください。」などと、同社が本件商品の販売もしている旨には言及しつつも、Bが「お金はじゃ、取られないんですよ。」と質問したのに対しては、「うん、その場で見ているので、それは取らないでやってあげてるよ。ただ、中には故

障しちゃうてる人も中にはいて、そういうときは預かって直すんで。」「そうならないように見て回って。」などと答えるなど、B宅のその日の訪問目的が本件商品の売買契約の締結について勧誘する目的である旨を告げず、むしろ当該目的がないかのように告げた。

その後、同社の水戸支店の従業員Wは、同月、電話での訪問約束に基づいてB宅を訪問した際、Bに対し、「お布団の方でお電話してましたティーアールエスの僕Wって言うんで。」「僕たちの会社、販売とか紹介ですね、あとはお手入れのアドバイス、そういうのやっていますんで。」と、同社が本件商品の販売もしている旨には言及しつつも、「今日はどういうこと。」とBから訪問目的を問われるや、「機械のものなんで、そういう具合見たりとか、そういうメンテナンスしちゃうんで。布団はすぐ見れますか。」と述べるなど、その日のB宅の訪問目的が、飽くまで、電話で訪問の約束を取り付けた際に告げたとおり、Bが普段使用している電気布団の点検及び清掃のためのみであるかのように告げ、勧誘に先立って、本件商品の売買契約の締結について勧誘する目的である旨を告げずに、以下のように本件商品の売買契約の締結について勧誘を行った。

まず、Wは、Bの電気布団の清掃を行い、清掃を終えると、電気布団から出てきた汚れと称するものをBに示して、「これ実際お母さん、何の汚れか。カビ、そうですねー、下に溜まってるんですけど。この見えないかなあ、粉が下に溜まっているこの粉、この粉、これはカビの孢子なんですけど、これあの人間の体から出たものなんです。」「お母さんもこういった汚れ入れて使うのときあ、汚れた湿気なんだけど、汚れ湿気入れて使うのと、入れないようにして使うのと、どっちがいいですか。」「ちゃんとあの、2、3日、うちの方で預かって、きれいにできますから。」「2、3日預かって大丈夫ですか。」などと、電気布団のクリーニングを勧めるかのように告げ、さらに、「今は、リフォームという言葉になりましたけど、打ち直しができるんです。」などと、電気布団の打ち直しを勧めるかのように告げた上、「どうなるか分からないと思うので見本だけ見せますね。」などと告げ、本件商品の見本品をB宅に持ち込んだ。

これに対して、Bが、「大変だ、金かかって。」「金なんかないよ。」「今んどこ、気持ちいだめ。」などと契約を締結しない旨の意思を表示すると、Wは、「電気だったら、下取って、これ新品で出すことできる。」などと、見本品として持ち込んだ本件商品を購入するよう勧めた。これに対し、Bは、「全然頭がないもん。」「あー失敗したなあ。じゃあ、やってもらって失敗したよ、今日は。」「だってそんなに金かかるとは思わなかった。」「わかったら怒られちゃう。金もないのに。」「ほんと勘弁してください。色々説明して

もらったけど、とにかく金かかることだから。」「力になれない。買う気になれないの。」などと言って、繰り返し契約を締結しない旨の意思を表示した。それにもかかわらず、Wは、「お母さんも汚れ湿気ないほうがいいでしょう。」「お母さんこういった機会だからこれだけは任してよ。」「なんで怒られるんですか、自分のお金じゃないですか、お母さん。」「それをやるから元気になるんですよ、お母さん。何かを変えなきゃいけないんだよ。」「僕はもうこれだけ買ってもらえればいいです。」などと告げて、引き続き、本件商品の売買契約の締結について繰り返し勧誘を行い、一方的に代金の支払方法や支払時期の相談へと話を進めるなどし、その結果、Bは、その場で、見本品として示された本件商品の売買契約を締結した。

Wは、B宅に約3時間滞在し、その間、本件商品の売買契約の締結について、以上のようなやりとりをしながら、勧誘を続けた。

### 【事例3】迷惑勧誘

同社の三条支店の従業員Vは、平成30年9月、80歳代の消費者Cの自宅を訪問し、本件商品の売買契約の締結について、以下のように勧誘をした。

まず、Vは、Cに対し、Cが普段使用している電気布団を掃除する旨を告げ、布団の汚れが掃除機の中の水に抽出されるとする掃除機を使用して布団の掃除をし、掃除機の水にたくさんの埃のような汚れと称するものが出てきたのをCに示して、「これ体によくないですよ。」「ちゃんとした使い方があるんで。それだけはちゃんと僕らも教えているんで、そうすれば汚れないで安全に使えるんで。」「今の使い方だと要はへこんだり、機械がおかしくなっちゃうんで、使い方を変えないとだめなんですよ。」などと、Cが電気布団をより適切に使用することができる方法を指導するかのようにながら、「下と上に、寝汗や湿気が入らないように敷くわけなんです。」「で、あと、よければね、電気は目に見えないけれど、ちゃんと電気は上に向かって出るので、それが逃げないように、綿やビニールの布団じゃなくて、いまはみんな羽毛なんで、それを掛けてあげるのが体にいい使い方なんですよ。」などと告げ、本件商品の見本品を持ち込んで示しながら、購入を勧めた。

これに対し、Cは、「これ（注：見本品）なくて、これ（注：普段から使用している電気布団）だけでいいじゃん。」「これ（注：普段から使用している電気布団）で終わりでもいいよ。あーこれでいい。こんだけで。」「なんで買ったのって、息子に怒られちゃう。」「とっともじゃないけど払えない。」「いらぬ。金払うのやだ。そんな大金払えないもん。」などと言って契約を締結しない旨の意思を繰り返し表示したが、その都度、Vは、話題を変え

て雑談する又は本件商品の効果について同じ話を繰り返すなどしながら、「一番高いのは、やっぱり掛布団なんで、それを最低限取ってしまっ、やったほうがいいかなっていう。下だけ完璧にして、それで頑張ってみますか？」などと告げて勧誘を続けた。それでも「いいよ。いらぬ。」などと断るCに対して、Vは、一方的に代金の支払方法や支払時期の相談へと話を進めるなどし、その結果、Cは、結局、その場で、見本品として示された本件商品の売買契約を締結した。

Vは、C宅に約2時間半滞在し、その間、本件商品の売買契約の締結について、以上のようなやりとりをしながら、勧誘を続けた。

#### 【事例4】迷惑勧誘

同社の千葉支店の従業員Uは、平成30年12月、80歳代の消費者Dの自宅を訪問し、本件商品の売買契約の締結について、以下のように勧誘をした。

まず、Uは、訪問してきたUに布団は買わない旨を繰り返し伝えるDに対し、「買わなくていいんですよ。」「ちょっと消毒だけやってくから。」と、Dが普段使用している布団を掃除するためだけに訪問した旨を告げ、布団の掃除をした上で、「汚れ、見てみようか。」などと告げて、掃除して出てきた汚れと称するものをDに示して、「(注：布団を買ってから)10年もたってねえけど、すごい汚れだね。」「お母さん、汚れがたまったら、この掛け布団から虫とか出てきちゃうから。そうするとお母さん呼吸するんだから、肺とかにもよくないんだから。」「これくるむやつ、みんなそれ使ってるよ。」「そうすると、汚れも入んないし、そのくるむやつが毛布みたいにもこもこしてるから、一枚で寝て、あったかさも逃げないし。」「これ買ってる人は大概セットで買いますこれ。健康ケット。このゲルマニウムの布団専用にくるむ健康ケット。これあったかいんで、健康にもいいですね。」「それだけお店行って買ってきてください。」と、本件商品の購入を勧め、Dが、「どういう店で売ってるの？」などと興味を示すと、「見本品あるから見せてあげるよ。」と、持参していた本件商品の見本品をD宅に持ち込み、「在庫はあるから、買いに行けないって人には出してあげるけど。」などと、持ち込んだ本件商品の見本品を購入するよう勧めた。

これに対し、Dは、「いくらするの？」と興味を示したものの、Uが価格を伝え、「それじゃ、とても買えねえや。しょうがねえ。」「そんな高くちゃ買えねえ。」などと言って契約を締結しない旨の意思を表示したが、Uは、「金は後で大丈夫ですから。」「こっからね、これ引いてあげますから。」「先ほどの値段が2点セットだったんですけど、単品で特別安くして出していい



っていうことになって、許可もらったんで。」などと値引きを提案するなどして引き続き勧誘し、それでも「結構です。すみません。気を使ってもらって悪いけど、とても買えそうにもないですから。」「布団は買わないことに決めたんだから。」「金の要ることが目に見えてるから。悪いけど結構です。」などと言って繰り返し契約を締結しない旨の意思を表示するDに対して、Uは、一方的に分割払いによる代金の支払方法や支払時期の相談へと話を進めるなどし、その結果、Dは、結局、その場で、見本品として示された本件商品の売買契約を締結した。

Uは、D宅に約2時間半滞在し、その間、本件商品の売買契約の締結について、以上のようなやりとりをしながら、勧誘を続けた。

#### 【事例5】迷惑勧誘

同社の本社の従業員Tは、令和元年6月、80歳代の消費者Eの自宅を訪問し、本件商品の売買契約の締結について、以下のように勧誘をした。

まず、Tは、Eに対し、「しっかりケアしていきますね。」と、Eが普段使用している羽毛掛け布団を掃除する旨を告げ、羽毛掛け布団を掃除しながら、「黒くなってるとっていうの分かる?」「結局中見えないから、中がカビるわけ。」「なぜカビるか分かる?汗と湿気。汗と湿気なの。」「こういう風に真っ黒くなりながらカビながら使うのと、真っ黒くならないでカビないで使うの。どっちで使っていきたい、お母さんは?」などと告げ、「これをちゃんと使うために、新しく買うっていうのは大変だから。だからこそ汚れてる、もう現状汚れてるから、これに関しては1回は、中の汚れとカビ取り、それだけして使ってください。」などと、羽毛布団のクリーニングを勧めるかのように告げた。それに対し、Eが、「それも高いもんだって。」「そんなお金はないんだよ。」「先立つものがなくちゃ出来ない。」「ダメだよ今。もう、本当金ないんだもん。」などと、羽毛布団のクリーニングについて断る意思表示をしても、Tは、「大丈夫だよ。」などと告げて同じ話を繰り返し、羽毛布団のクリーニングを勧め続けながら、Eが引き続き「今本当にお金ないからダメなんだよ。余計なこと出来ないんだよ。」「年金は生活費だよ。生きていけないって言ってるじゃん。」などと言って再三断わったものの、Tは、これを聞き入れずに、今度は、Eの羽毛掛け布団を打ち直す提案をし、「こういったときに、打ち直して、生地だけ見本見せないといけないのね。」などと告げた上で、本件商品の見本品をE宅に持ち込んだ。そして、Tは、Eに対し、本件商品を新品で購入することができる旨告げ、それでも、「無理だよ。」「私こんなにお金ないの初めてだよ。嫌だ。」などと断り続けるEに

対し、「お母さん頑張ってね、年金が入ったら払うよって言ってくれたら、今週だけやってるのが、手直しではなくて」、「下取りって名目にして、新品でこれでいいよってこと。で、カバーもつける。」などと告げて、打ち直しの価格で、E宅に見本品として持ち込んだ本件商品の売買契約の締結について勧誘をした。

これに対し、Eは、なお、「うわ。なんでここにきて高い支払いしなきゃならないん。間違っちゃってる。」、「頭痛くなってきた。」、「19万って。倅なんか言えないよ。」などと言って契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、Tは、一方的に代金の支払方法や支払時期の相談へと話を進めるなどし、その結果、Eは、結局、その場で、見本品として示された本件商品の売買契約を締結した。

Tは、E宅に約3時間滞在し、その間、本件商品の売買契約の締結について、以上のようなやりとりをしながら、勧誘を続けた。

## 曾我 真澄に対する行政処分の概要

### 1 名宛人

曾我 真澄（以下「同人」という。）

### 2 処分の内容

#### (1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 2 条第 1 項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 訪問販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に関する売買契約を締結すること。

#### (2) 業務禁止命令の期間

令和 2 年 7 月 31 日から令和 3 年 1 月 30 日まで（6 か月間）

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 8 条の 2 第 1 項

### 4 処分の原因となる事実

(1) 関東経済産業局長は、別紙 1 のとおり、株式会社ティーアールエス（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第 8 条第 1 項の規定に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第 8 条の 2 第 1 項に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当する。

## 大塚 雅友に対する行政処分の概要

### 1 名宛人

株式会社ティーアールエス 代表取締役 大塚 雅友（以下「同人」という。）

### 2 処分の内容

#### (1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 2 条第 1 項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 訪問販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に関する売買契約を締結すること。

#### (2) 業務禁止命令の期間

令和 2 年 7 月 31 日から令和 3 年 1 月 30 日まで（6 か月間）

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 8 条の 2 第 1 項

### 4 処分の原因となる事実

(1) 関東経済産業局長は、別紙 1 のとおり、株式会社ティーアールエス（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第 8 条第 1 項の規定に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

## 佐藤 郷に対する行政処分の概要

### 1 名宛人

株式会社ティーアールエス 営業本部長 佐藤 郷（以下「同人」という。）

### 2 処分の内容

#### (1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 2 条第 1 項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 訪問販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に関する売買契約を締結すること。

#### (2) 業務禁止命令の期間

令和 2 年 7 月 31 日から令和 3 年 1 月 30 日まで（6 か月間）

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 8 条の 2 第 1 項

### 4 処分の原因となる事実

(1) 関東経済産業局長は、別紙 1 のとおり、株式会社ティーアールエス（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第 8 条第 1 項の規定に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の使用人であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。